

第9期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（第3回）議事概要

日 時：令和6年1月22日（金）14:00～16:00

場 所：平群町商工会館2階会議室

出席者：松田委員長、川口副委員長、森委員、山本委員、福田委員、東山委員、岩崎委員、澤田委員、上野委員、岡田委員、西本委員、中田委員

事務局：住民福祉部 寺口部長

福祉こども課 松本課長、浅井主幹、谷村主査、大森主任

総務部総務防災課 岡田課長

平群町地域包括支援センター 秋葉所長

株式会社日本開発研究所三重 庄司

議事概要：

1 開会

2 委員長あいさつ

新しい年が明けて、何かいろいろなことが起こりすぎておりますが、今日はこの町の計画策定の素案と保険料の議論をするので、よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 第9期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案について）【資料1】

- 事務局より「資料1」の説明

【質疑】

委員長) ありがとうございます。今、ご説明いただきました件につきまして、ご意見やご質問はございますか。いかがでしょうか。

委員) 1ページの「計画の策定にあたって」の「計画策定の背景と趣旨」で、国の社会保障審議会介護保険部会では第9期計画において重点的に取り組むべき項目として、「1. 介護サービス基盤の計画的な整備」「2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」「3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」の三つを挙げています。それに基づいて、5ページから6ページの「第9期計画の介護保険制度の主な改正内容」の「見直しのポイント（案）」で、下の方に「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」と。この「深化」とは、具体的に町としてどのように捉えておられて、それをどのように進めていこうとされているのかが、よく分かりません。3番めの「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」の「介護現場の生産性向上」が理解できません。これも町としてどのように捉えて、どのように推進していこうとされているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。どうしてもこのような言葉が抽象的に書かれています。そのような抽象的な言葉を、やはり現場で具体的にそれをかみ砕いて、では町としてどのようにこの「深化」や「介護現場の生産性向上」のためにどのように考えておられるかという辺りをお聞きしたいと思った

のです。以上です。

委員長) 事務局、よろしいですか。

事務局) 「地域包括ケアシステムの深化」と「介護現場の生産向上」で、まずケアシステムの深化のところですか。この地域包括ケアシステム、住み慣れた地域ですべて住んでいけるようにするには、介護や医療、役場などの所だけではなく、住まいそして地域のつながりなどのすべてを含んで包括的に支援していくことで、地域での暮らしがずっと続けていけると。ざっくり言うと、このようなことかと、認識をしているところです。当然、介護システムそして医療機関などの所は、まずは適切に実施されているところだと思います。そこで足りないところや、薄れてきているところとして、地域でのつながりが、今後ますます公的に補っていかないと多分続かないと、消えていくところかと思えます。そういったところについて、微力ではあるのですが、地域の見守り推進活動を推進していくところが、まず一番のポイントかと思っております。2点めの「介護現場の生産性向上」については、国がやっているところはあるのですが、国や県の補助のもとICT機械等を導入することで、業務の効率化を図っていく補助金が下りてくる予定となっております。そちらを随時周知するとともに、事業所様の役に立つように役場として進めていくところかと思っております。

委員長) よろしいですか。

委員) アンケートですけれども、このアンケートは、第8期のときも同じアンケートをされたということで、比較するために、第9期も前回と同じ内容でアンケートをしたとお聞きしました。だから、前回のアンケートの結果と今回のアンケートの結果で、どのようなところが変わってきたのか。やはり3年間だから、どのようなところが大きく変わってきたのか。一部検討されて、前回のアンケート結果というところでは書かれているところがあるのですが、前回のアンケート結果と今回のアンケート結果で、どの辺りが大きく変わってきているのか。それを踏まえて、今回、やはりアンケートを作ることは、非常にお金がかかります。業者に頼んで、お金がかかって手間もかかって時間もかかって、住民の協力ももらっているアンケートです。やったからには、やはりそのアンケートを十分に生かさないといけないと思います。やったらやりっぱなしでは。ある程度の結果は、ここに書いておられるのですが、8期と9期のアンケートで、どの辺りが大幅に変わってきて、どの辺りが8期と違って9期にアンケートの結果を反映しているのかという辺りはどうなのでしょうかと。

委員長) これは、前回の会議のときに説明があったと思いますけれども、そのことは置いておいて、事務局から何かコメントはありますか。

事務局) この3年間で、65歳以上の方の全体的な状態像について、顕著な変化は見られませんでした。ですが、全体的に高齢化が進んでいることでもありますので、当然といえば当然ですけれども、要介護ニーズにつながる要因となるべき回答数が多かったと感じます。転倒により要介護ニーズが高まったことが。前回は35%だったとしたら、今回は40%になっている等です。あとは、移動支援を実施していることでもありますけれども、移動に関して難を抱えていることに対する答えが多かったというのがあります。

委員) なぜこの質問をしたかということですが、それは41ページからの「基本目標の

具体的な展開」で、ずっとサービスごとの事業内容、現状、課題、目標で書かれていることが、8期で書かれていることとほとんど。このような計画だからしかたがないですけれども、8期と9期の内容が、一部は結果などが変わってきているのですけれども、同じ内容で書かれています。だから、やはりそのアンケートをやった結果がどうだったかが分かりにくいです。そして、この保険事業計画を委員さんに協力してもらって、時間を取って、この計画書を作っているのならば、8期の計画の目標などがどこまで達成されていて、どの辺りがまだやれていないのか。そのうえで、9期はその検証を踏まえた点を重点的に取り組む、と。普通はそのための計画だと思います。計画に基づいて、皆がその計画を実施していく。だから、その計画がどこまで達成されて、「ここがまだ弱い。だから9期はこの辺に力を入れていく」ということが計画だと、私は思います。この具体的な取り組みのところを見ていたら、ほとんど同じことが書かれているのです。「サービスに努めます」「拡充に努めます」など。努めることはよいけれども、その辺ができていて、この辺ができていないから、やはりこの辺はもう少し重点的に進めます、などという書きぶりをしてあればよいのですけれども。それと、42ページの書き方ですけれども、私はここで気づいたのですが、この見方が、例えば「具体的取組」の所の2番めの「町独自基準型訪問サービス」、下の「町独自基準型通所サービス」の目標ですけれども、目標が「研修会等の拡充に努めます」と。これは、訪問サービス、通所サービスの目標なのかと、私は思います。訪問サービスならば、要するにそのサービスの内容がさらに適切にできる、通所サービスに来られた人の訓練が、さらに高度にできるなど。研修会等の充実が目標になって、研修会の充実とは、それは手段であって目標ではないのではないかと思って。前回の書きぶりはどうだったのかと思ったら、同じことが書いてあったのです。だから、これは何だろうと。時間をかけていたら、もう少し前のものと比較して検討して書かれていたらよいのではないかと思って。今回の書き方と一緒に、皆ほとんど一緒になっているから、それならば、せっかくこれを作る意味を、もう少し時間かけてでも、少しグレードアップした方がよいかと気づいたところです。

事務局) まず全般的なところとして、前回こうだったから、次はこういう足りないところをやっ
ていこうというところとして、おっしゃるように、そのような書きぶりが全体に足りない
ところは、こちらの至らないところであり、申し訳ございません。ご意見ありがとうございます。
42ページの町独自訪問、通所の「努めてまいります」の中身としての説明
ですけれども、こちらは総合事業が始まる際に、いわゆるヘルパーさんや介護福祉士、
ヘルパー2級を持っていなくても従事できるという緩和基準型が創設されました。総合
事業開始当時は、西和7町という近隣の市町村が合同で研修を実施して、それを受ける
ことにより緩和基準型として業務を提供できるという制度が、この独自基準型というも
のになります。ですがそれ以降、緩和基準型によるサービス提供が7町ではほとんどな
く、平群町の被保険者で一人利用があるだけで、その他の西和7町では現状では実施は
ありません。ですから、研修自体も制度発足以降、実施していないという状況です。そ
のようなこともありまして、そもそも市町村側が研修をしない、その事業を実施できな
い。なので「研修をすることを努めてまいります」となっております。

委員長) この42ページから52ページまで書いてあることは、国の法定事業に基づいて書いてあ

るので、基本的には国の方針が変わらない限りは、毎年同じような踏襲になると思います。それと、今、説明があった42ページの「町独自」と書いてありますけれども、いわゆる基準該当サービスですね。53ページからは、任意事業によって、先ほど説明があったのですけれども、そこについては、たしか給付等適正化事業で実情を踏まえてこういう点を修正しますという説明は既にされたと思います。書きぶりは、また検討の余地はあるかもしれませんが、けれども、基本的には毎年それほど変わるようなものではないものになります。他に、本日出ております素案の中身について、ご質問・ご意見がある方はおられませんでしょうか。事前の確認でもご協力いただいて、多数修正等のご意見もちょうだいして、今日また正誤表なども配布されていますので、今後たまたま精査されたときに、軽微な修正が出てきたら、それはまた事務局にお任せということで、皆さんご了解いただけますかね。大きな中身に影響することになれば、その点はご了解いただけますでしょうか。

委員) それは国の方でこのようにまとめよということで示されていることは、分かっています。でもやはり、国のことを市町村でどのように捉えて、どのようにしていくかは、独自の計画を立てたらよいと思っただけです。

委員長) そういう意味で申し上げているのではないので、その点はまた別途事務局よりご説明ということでお願いします。この素案についてのご意見をいただけますか。なければ、この9期の介護保険事業計画・高齢者福祉計画については、いただいたご意見をまた反映してということで、お認めいただけますでしょうか。

委員) 先ほど、要支援の関係で、デマンドタクシーの話が幾つか説明があったと思います。台数を1台増やしたことから、1,100万円から1,700万円に今回は増えるということですね。それから、事業開始当初は利用者がいわゆるフレイル状態であるなど一定の制約があったと思いますが、今は誰でも乗れるようになったのですか。台数を増やして移動支援をすることは、良いことだと思っています。それとは別に、この事業は介護保険事業の保健福祉事業として実施しているので、誰でも乗れるとなると、これは保健福祉事業としては矛盾しないのですか。その点だけ聞きたかったので、よろしくをお願いします。

事務局) 委員からご指摘いただいた利用者の条件撤廃の関係ですけれども、令和5年8月から条件撤廃をしております。具体的に言いますと、当初令和3年10月からデマンドタクシーを含め利用する際に、一定の要件を定めておりました。例えばフレイル状態であることや、障害者手帳をお持ちの方。年齢につきましても、65歳以上の方ということで制限をかけておりましたが、去年の8月からは、自己判断になるのですけれども、一定のフレイル状態という項目も書かれていました。けれども、実際の使用に当たりまして、そもそもこの保健福祉事業は、介護予防に資する事業ということで位置づけられておりますので、その要件につきましては無くしましたけれども、実際の対象につきましては、65歳以上の被保険者とされておりましたので、そのような変更をさせていただいたところがあります。事前の審査は無くなりましたけれども、要件につきましては、そのような形で対応させていただいたところがございます。以上です。

委員長) よろしいですか。

委員) 誰でも乗れることに反対しているわけではなくて、それはそれでよいことだと思います。

ただ、誰でも乗れるとなると、いわゆる介護保険の費用で誰でも乗れる事業を拡大することに、少し矛盾を感じたのです。今のお答えですと、その予防を含めて事業を拡大するので、基本的には矛盾しないのだというお答えだと理解してよろしいですか。ありがとうございます。

事務局) はい。

委員) ありがとうございます。

委員) すみません。私の受け取り方が間違っているのかもしれませんが、介護保険料とは、65歳以上のすべての人が負担して、年金負担で引かれておりますよね。だから、最初のときに、障がい者や介護認定をもらっている人だけを対象にということでしたよね。それに対して、少しおかしいと私は思っていました。と言いますのは、介護保険料、私も一度使わせてもらいましたけれども、ほとんど使っておらず、介護認定も受けておりません。それで、やはり保険料は同じように負担しております。だから、65歳以上の人はすべてそのデマンドタクシーの利用権利はあると思うのですが、どうでしょうか。私の考え方が間違っているのでしょうか。

事務局) 今、ご質問をいただきましたお二人とも正しいことといたしますか、正しい認識でご質問していただいています。委員のご質問、当初われわれが対象に掲げていた対象と今回変えたのは、それは法的に問題があるのかというご質問です。介護保険法に基づいて保健福祉事業は実施されるわけです。これは65歳以上の方の保険料で実施をする事業となっています。当初、平群町としましては、対象者をフレイル状態の方ということで。お元気な方は、他の公共交通機関をご利用いただいたうえで、健康の維持に努めていただきたいという思いがあって、そのような対象にさせていただいたわけです。けれども、そもそも、委員がおっしゃったように、保健福祉事業は65歳以上の方の保険料で賄われますので、当然65歳以上の方、被保険者、第1号被保険者の方がご利用されるべき、介護予防に努めていただくべきという事業でございます。そのような観点から、当初の町の考えた対象者から拡大といたしますか、65歳以上の方全員を対象とさせていただいて事業としたいというところで、今後運行をさせていただくということでございます。よろしく申し上げます。

委員長) 追加で申し上げます。四つめの移動支援ですか、町の独自の目標の所に掲げられている移動支援は、実際に困っているだけではなくて、アクティビティを高める移動支援もあると思います。そういう辺りという理解でよいかと思います。ちなみに、65歳未満の障がい者は使えないですか。

事務局) はい、ご利用にはなれません。

委員長) やはり、これは財源が介護保険料を充てているということで、一応、65歳以上の人と1号被保険者ということで、皆さんよろしいですか。はい、ありがとうございました。では、一つめの審議事項ですが、提案された素案で進めていただいて、今後軽微な何か修正が見つかれば、事務局に一任ということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、二つめの「パブリックコメントについて」進めてまいりたいと思います。

(2) パブリックコメントについて

【資料 2】

- 事務局より「資料 2」の説明

【質疑】

委員長) ありがとうございます。この件について、何かご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいですかね。既に広報で周知はされているということですね。それでは、ご了承いただいたということで、三つめの審議事項に進めてまいりたいと思います。「第 9 期介護保険料月額基準額の設定（準備基金の取崩し）」について、事務局、ご説明をお願いします。

(3) 第 9 期介護保険料月額基準額の設定

【資料 3-1、3-2、3-3】

- 事務局より「資料 3-1、3-2、3-3」の説明

【質疑】

委員長) はい、ありがとうございます。最初に何点か、委員の皆さんに分かりやすいように、説明をあらかじめお願いしたいと思います。一つめですけれども、介護保険料の月額基準額と、それから二つめに、9 期、10 期の介護保険料の基準額はどのように算出しているかということ。三つめ、基金について、町としてどのように考えているのか、その辺りのことを、あらかじめご説明いただけますでしょうか。

事務局) 委員長から質問のありました 3 点について、ご説明させていただきます。まず、介護保険料の月額基準額です。月額基準額とは、3 年間の総給付費に対して、第 1 号被保険者の負担割合が 23%相当となります。これを積算し、被保険者の 1 人当たりの月額保険料額を示したもので、その基準額は第 5 段階の金額となります。次に、第 9 期、第 10 期の介護保険料の基準額の算出です。第 9 期および第 10 期の介護保険料の基準額は、全国に統一した国のシステムで「『見える化』システム」というものがあります。こちらで平群町における項目ごとの給付人数や給付実績を加味し、今後の高齢者の状況、認定者の状況等を踏まえて計算しております。次に、基金についての町の考え方です。平群町としましては、基金につきましては、基本的には取り崩しを行い、第 9 期の介護保険料の引き下げに活用していきたいと考えております。その一方で、総給付費は年々増加しており、平群町においては介護ニーズが高まる 75 歳以上の後期高齢者数のピークは、第 10 期の期間中の令和 9 年から令和 10 年頃と見込まれます。また、昨今の物価、賃上げの動きが顕著になってきている中、第 9 期におきましても、介護職員の処遇改善も踏まえた報酬改定が行われており、第 10 期以降も、高齢化による給付費の増加に加えて、報酬改定による給付費の増加も想定されます。そういったことから、平群町としましては、第 9 期だけでなく、それ以降の介護保険料の変化も考慮して、1 億円程度を基金として第 10 期へ残してまいりたいと考えております。

委員長) はい、ありがとうございます。今の説明も踏まえたうえで、三つめの審議事項についてご意見・ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。第 8 期終了時点で約 2 億 7,000 万まで減ったのですね。たくさんあったのに、一気に減ったね。多分、10 期が一番厳しいのしょうね。11 期になったら、少し楽になりそうな見込みでいらっしゃいますか。

事務局) 一応、平群町としましては、先ほどからご説明しておりますように、第 10 期で 75 歳以

上の高齢者のピークを迎えると考えております。~~その後、緩やかに介護の給付費も下がって行くのではないかと、現在のところは想定しております。~~(委員会終了後に事務局により回答を修正:「給付費については、団塊の世代の方が、要介護ニーズが高まる75歳以上となつてからしばらくは高止まりする見込みとなっております。」)

委員長) 委員の皆様方、その他ご意見いかがでしょうか。

委員) 介護保険の件につきましては、本当にさまざまな課題があるところです。今、第9期に向かつての保険料の計算ですが、実はこの12月議会で、私は介護保険料の給付費について一般質問させていただきました。そのときに、要は残念ながら基金残高等が大変少なくなっていく2025年の問題を基に、今後介護給付費が増えていくことは、皆さん、これはもうご理解済みだと思います。それに備えて、どのようにしていくのか、課題を改善していくのかという内容の一般質問でした。今、約1億円の基金を残すことが無難だろうというのが、この介護保険運営に当たって一番大事な資源。ここを見間違えると破綻してしまうと、甘すぎると保険料が高くなると、ここが微妙なところです。事務局は皆さん精鋭部隊がそろっておられますので、いろいろと緻密な計算のうえに出しておられると思います。私はそれを信じて、この案については賛成させていただきます。

委員長) ありがとうございます。いい案で妥当ではないかというご意見でよろしいですか。他はいかがでしょうか。大事なことなので、どうぞご意見がある方は、ぜひおっしゃっていただけたらと思います。いかがでしょうか。資料3-2を見ていると、所得段階別の人数を見ていると、この所得の低いところについては、私も町の方針に賛成です。やはり細かく50万円単位で刻んでおいた方が、所得が低い人にとっては大きいと思いますけれども、500万円以上は。個人的には、所得の多い人については、もう少し大枠の括りでよいのではないかという気もしていました。そのようなシミュレーションはしていますか。資料3-2のF案の22段階のように、より細かく分けても、それほど基準月額が変わらないとありますが。その辺りは、シミュレーションなどはしていらっしゃるでしょうか。ざっくりですけれども、500万円以上あれば、現役並み収入と見てもよいかと思うのですよね。

事務局) 今のご質問の内容としては、判定となる所得が620万円以上の方などをもっと細かくということですか。

委員長) 逆に、この辺をもう少し一緒にしたらどうかと。例えば500万円以上、800万円以上、1,000万円以上でもよいのではないかという質問です。細かくではなくて。いや、分かります。私も1号になったとたんに、払っている実感ができたので。2号のときは、医療保険と一緒に引かれていて、通年でしたから、それほど思わなかったのです。細かく分かれて、そこに当たったら、しかたがないわけです。そうですね、要件が問題かもしれないけれども、これだけ細かく区分すると事務処理も大変だと思います。近隣の町なども、もっと細かく設定されているけれども、今回の事務局案の17段階も大変だなと、私は個人的に見ていました。

事務局) 保険料の設定について、確かに設定した保険料段階に該当すると見込んでいる方が少ない段階はあります。そこを仮に合算した場合に、この16人と見込んでいる段階は、保険料乗率が2.3と設定しており、その一つ上の32人と見込んでいる段階の保険料乗率

が2.4。これを保険料乗率2.3の段階で括れば、基準月額は下がる。基本乗率が2.4の段階で括れば、若干上がる。理論上はそうですけれども、いかんせん母数が少ないので、ほぼ影響は出ません。出ても、1、2円ぐらいだと思います。

委員長) ありがとうございます。いかがでしょうか。皆さん、その他ご意見や質問などはないでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは、保険料の基準月額の設定について、事務局より説明がありました。それから、提案でパターンEということで、保険料を17段階に設定し、第9期の際に基金を1億7,000万円取り崩し、第10期の分として基金を1億円残しておくということでよろしいでしょうか。はい。では、お認めいただけたということで、ありがとうございました。それでは、(4)「その他」、事務局からございますか。

(4) その他

事務局) 「その他」ですが、この委員会は計4回ということで、残り1回を予定させていただいております。第4回委員会につきましては、2月29日木曜日、午後2時から場所は同じ、この場所で開催を予定させていただいております。今のところ、内容につきましては、今後行いますパブリックコメントのご報告をさせていただきたいというところと、それを踏まえて計画、今回素案を提示させていただきましたが、(案)ということで最終ご提案をさせていただきまして、ご審議をいただく予定となっております。よろしくお願いたします。

委員長) はい。では、委員の皆様からは、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい。では、本日の審議はすべて終了ということで、事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

5 その他

事務局) 委員長、議事進行、本当にありがとうございました。先ほど申し上げましたように、次回は2月29日ということで、開催の予定をいたしております。日にちが近づきましたら、改めて案内の文書を送付させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして第3回平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。